成年後見制度について

1　成年後見制度って何？

認知症であるかないか、精神障害や知的障害があるかないかに関係なく、成人であれば、自分のことは自分で考えて、自分で決めなければいけません。
それは、家族がいたとしても同じです。
しかし、認知症、精神障害、知的障害のある方の全てが、自分のことを一人で考えて自分にとって不利益の無いように判断して、様々な手続きを行うことができるでしょうか。

成年後見制度は、認知症や障害により判断能力が衰えた方が、サポートを受けながら安心して生活を送るための制度です。
認知症や障害のある方本人の想いを大切にしながら、これからの生活を一緒に考えて、本人の代わりにお金の使い方の計画を立て、その計画どおり生活できるようにお金などの財産を管理しながら、福祉サービスや入院等の手続きをしたり、大きな買物や親族の相続を受けることとなった場合の難しい手続きをしたり、本人が十分に理解できないまま結んだ契約の取り消し等を行って、本人をサポートするのです。
そのようなサポートをしてくれる人のことを「成年後見人」といいます。

ただし、成年後見人は、何でもかんでも代わりにできる人ではありません。
できないことは、本人や家族などの協力をもらいながらサポートをすることもあります。
ですから、「成年後見制度を使って成年後見人がついたから、家族の役割はもうない」ということはありません。
家族と成年後見人が一体となって本人をサポートすることになります。

【例えば、こんな時には成年後見人が必要です】

・医療や福祉サービスの利用について理解ができず、契約を自分ですることが難しい。

・大きな買物や、生活のお金の管理が自分では難しい。
・定期預金を解約しなければ福祉サービスが受けられない。

・言われるまま契約してしまい、自分での解約が難しい。
・悪徳商法の被害に遭うおそれがある。

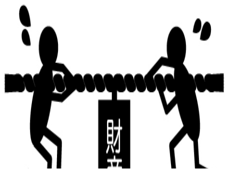

親族の相続を受けることになったが、その理解が難しい

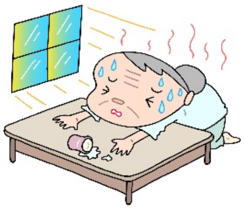

・自宅での生活を望んでいるが、適切に関わってくれる家族や親族がいない。

・障害を持つ子どもがいる。
本人に何かあったら、その子どものことが心配。
。

・財産を預かっている家族や第三者が、本人の意思に反して、その財産を使っている。
・家族の考えで、受けるべき医療や福祉が受けられない。

・不動産（土地や建物）を売らなければならないという問題が生じている。

【例えば、こんな事は成年後見人にはできません】

・手術や治療についての同意をすること。

・本人の保証人や、身元引受人になること。

・本人の介護や付き添いをすること。

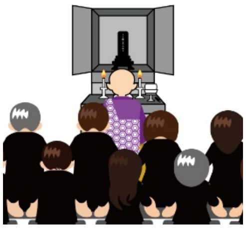

・喪主として、本人のお葬式を行

・利子、配当金などによって財産を増やすことを目的とした資産運用をすること。

・財産を贈与したり、家族、親族や第三者が支払うべき費用を立て替えること。

・結婚、離婚、養子縁組など（身分行為）をすること

・遺言書を作成すること。

2　成年後見制度には、どのような種類があるの？

①　法定後見制度　（すでに判断能力が不十分な人）

家庭裁判所によって、支援をしてくれる成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選んでもらう制度です。

利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の３つのタイプがあります。

【補足】

成年後見制度は、「精神上の障害がある方」が対象です。

本人の障害が、身体的なものだけの場合や、単に浪費癖などの場合は対象外です。

②　任意後見制度　（将来の不安に備えたい人）

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、自分自身で「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約によって決めておく制度です。

利用するためには、後見人になってくれる人と、公証役場で契約書を作成します。

判断能力が不十分になったときには、作成した契約書の内容に従って、その人からサポートを受けることができます。

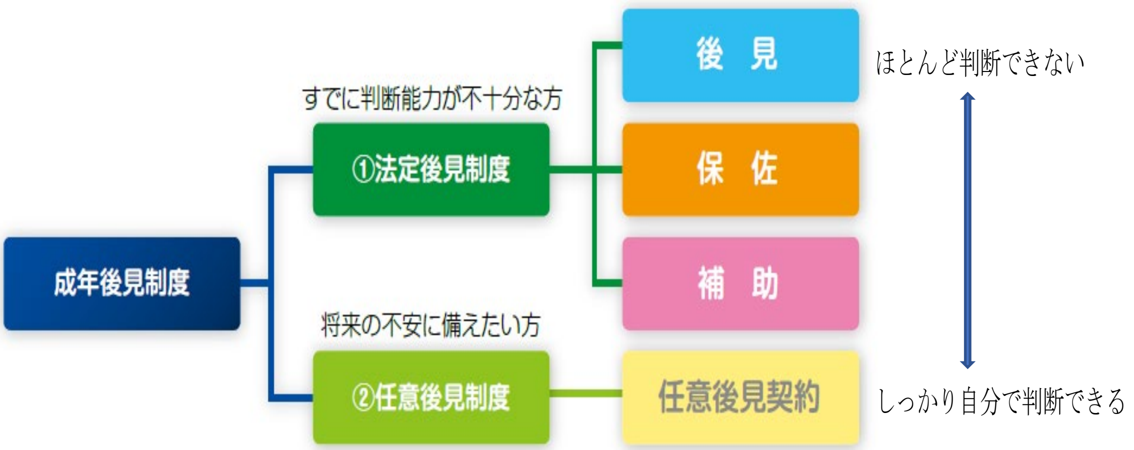

成年後見制度の種類

適用制度	任意後見	法定後見		
類型		補助	保佐	後見
判断力	元気！自分で判断できる！	判断能力が不十分	判断能力が著しく不十分	ほとんど判断できない
状態	将来、認知症になったら心配・・・	自分で買物に行ける。でも、難しい手続きや財産管理は不安。	日常の買物はできるけど、難しい。重要な財産管理や契約の時は、一人では難しい。	日常の買物も一人ではできない。家族の名前も分からない。
	信頼できる人と任意後見契約締結	必ず本人の同意が必要	代理権付与について本人も望んでいるか？ はい⇒代理権付き／いいえ⇒代理権なし	
申請先	公証役場⇒法務局⇒家庭裁判所	家庭裁判所へ申立て		
付く人	任意後見人	補助人	保佐人	成年後見人
役割	締結した契約の内容に従って、本人の判断能力が不十分になった後の財産管理や介護や住まいの確保など、様々なことを行います。 ※契約の取消権はありません。 ※任意後見監督人を家庭裁判所が選任。	定められた範囲について、補助人の同意が必要になります。 この範囲内のことで、補助人の同意を得ずに交わされた契約は、取消すことができます。 また、「代理権付き」の場合は、定められた範囲について契約の代理を行います。	借金や相続、家の増改築など、重要な契約には保佐人の同意が必要になります。 保佐人の同意を得ずに交わされた重要な契約は、取消すことができます。 また、「代理権付き」の場合は、定められた範囲について契約の代理を行います。	本人の財産を管理し、法定代理人として本人に代わって契約を交わしたり、本人が交わした契約を取消したりすることができます。

3　どんな人が成年後見人になるの？

①　法定後見制度

成年後見人等は、本人のためにどのような支援が必要かなどの事情に応じて、本人の支援に相応しい方を家庭裁判所が選びます。

ですから、希望する人が成年後見人等に選ばれるとは限りません。

ただ、「この人に成年後見人になってもらいたい」という候補者がいる場合は、その希望を家庭裁判所に伝えることはできます。

②　任意後見制度

自分で気に入った人や信頼できる人を選んで、その人に、将来の後見人になってもらうように依頼します。

【このような人たちが、成年後見人等に選ばれています】

親族（両親や兄弟など）

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士などの専門職

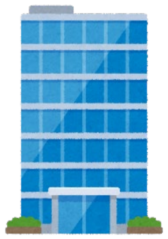

社会福祉法人やＮＰＯ法人など、法律や福祉に関わる法人

4　成年後見人等は、いつまで支援してくれるの？

成年後見人等は、次のどちらかになるまで支援します。

逆に言うと、一度成年後見人がつくと、よほどの事情がない限り、次のどちらかになるまで解除することはできません。

「売りたかった不動産が売れたから、もう成年後見人等は必要ない。」というわけにはいかないということです。

【成年後見人の支援が終わる時】

○　本人の判断能力が回復したとき。
○　本人が死亡したとき。

5　成年後見人制度を利用するメリット、デメリットは？

【メリット】

- 一生寄り添ってくれる支援者。
- 今後の生活を、本人の利益だけを考えて動いてもらえる。
- 裁判所が監視してくれる安心感。
- 福祉関係者も支援しやすい。

【デメリット】

- 相続対策や贈与はできない。
- 積極的な資産運用はできない。
- 理由がないと不動産は売れない。
- 資格（医師・行政書士・介護福祉士等）を失う。
- 印鑑登録は抹消される。

本人を守る制度。だからこそ、本人が安心して生活できる。

～法定後見制度を利用するための手続き～

1　申立て（申請）をすることができる人

○　本人　　　　○　市町村長
○　配偶者　　　○　検察官
○　４親等内の親族　○　任意後見人（受任者含む）

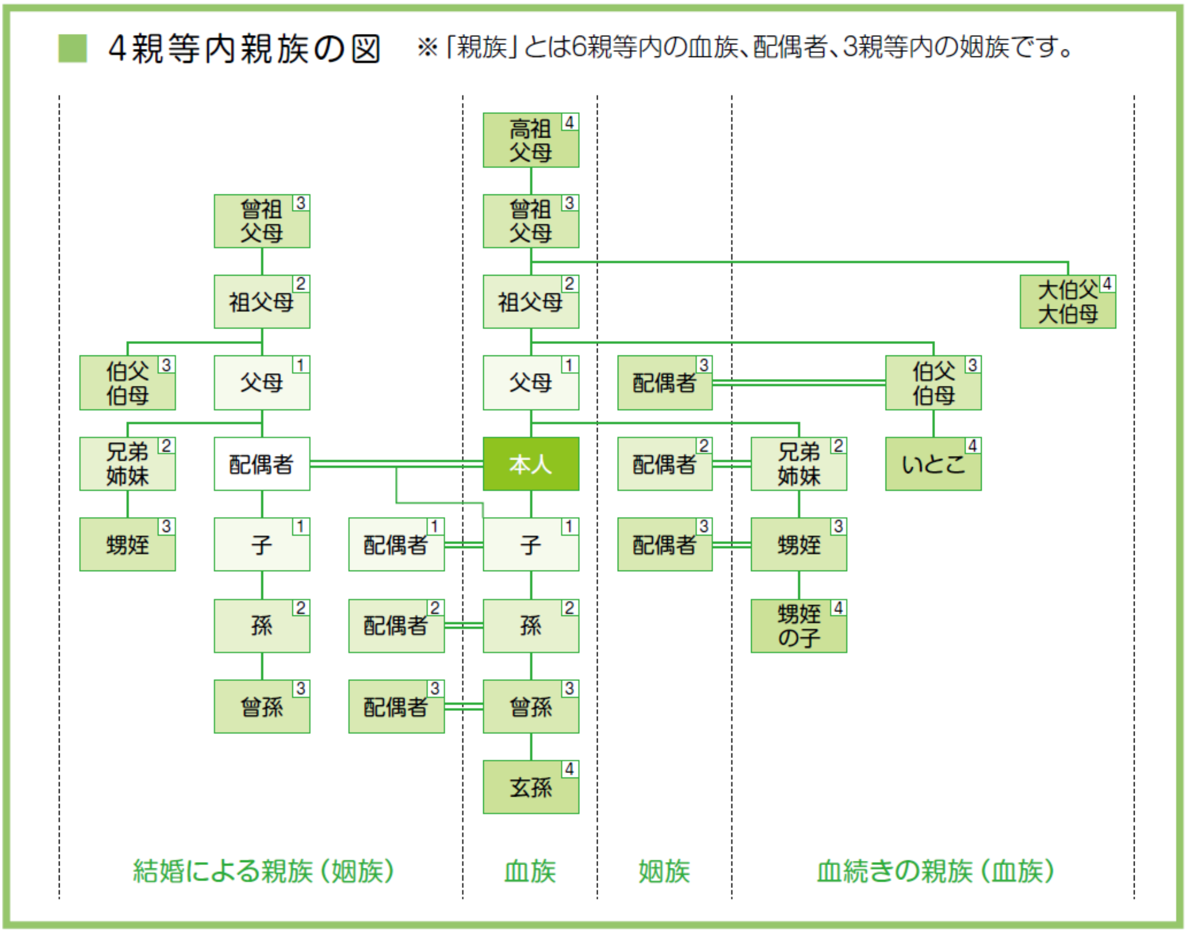

2　申立て（申請）をするところ

本人が、実際に住んでいるところを管轄する家庭裁判所に申立て（申請）をします。
必ずしも住民票に記載されている住所ではないところに注意が必要です。
例えば、住民票が松本市の住所になっていても、東京の介護施設に長く入居している場合には、その介護施設の所在地を管轄する裁判所に申立てをします。
支部でも構いません。
裁判所の管轄は、裁判所のホームページで調べることができます。

【裁判所のホームページ（管轄の案内）】
http://www.courts.go.jp/saiban/kankatu/index.html

3　申立て（申請）手続きの流れ

７ページをご覧ください。

成年後見制度を利用するための手続きの流れ

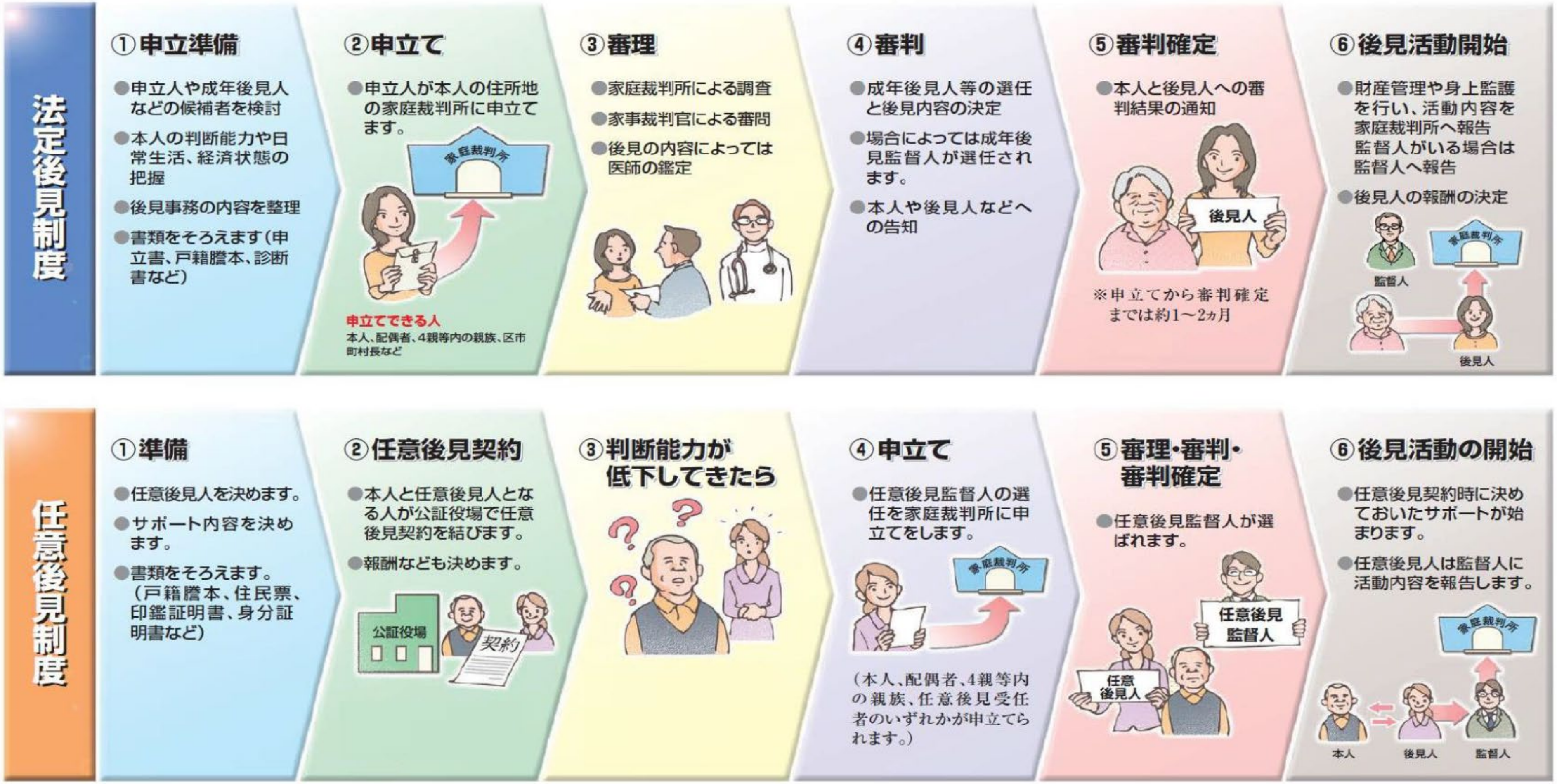

【かかる費用】

○法定後見制度･･･申立ての手続きに約２万円（書類を自分で作成した場合）。必要に応じて医師による鑑定の費用がかかります。

○任意後見制度･･･任意後見契約時に約３万円～５万円（自分で公証役場での手続きをした場合）。

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会ホームページより引用

4　申立て（申請）のために必要な準備

申立て（申請）には、これらの書類の準備が必要です。
準備には１ヶ月程度はかかるものと見込んでいた方が良いでしょう。

【申立て（申請）の基本書類】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	診断書・診断書付票	成年後見用のもの(11ページ参照)。3ヶ月以内のもの。	かかりつけ医
	②	本人情報シート	成年後見用のもの（13ページ参照)。	ケアマネ等
	③	申立書		裁判所でもらうことができます。裁判所のホームページからダウンロードすることもできます。
	④	本人事情説明書		
	⑤	候補者事情説明書	後見人等になる候補者がいる場合は、候補者本人が記入	
	⑥	財産目録		
	⑥	本人収支表		
	⑧	親族同意書	入手困難な場合は不要	
	⑨	親族関係図		
	⑩	本人の同意書	保佐で代理権付与を求める場合や補助の申立てをする場合	
	⑪	代理行為目録	代理権付与を求める場合（保佐・補助)	
	⑫	同意行為目録	同意権付与を求める場合（補助)	

※　一番最初に、診断書を取得することをオススメします。

【申立人（申請する人）を証明する書類】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	戸籍謄本	現在の戸籍１通で、申立人（申請する人）と本人との親族関係が分からないときは、親族関係が分かる戸籍謄本等（改正原戸籍、除籍）が必要になります。	本籍地のある市町村役場

【本人を証明する書類】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	戸籍謄本	現在の戸籍１通で、申立人（申請する人）と本人との親族関係が分からないときは、親族関係が分かる戸籍謄本等（改正原戸籍、除籍）が必要になります。	本籍地のある市町村役場
	②	住民票（戸籍附票でも可)	本籍地の記載が必要です。世帯全部の記載が必要です。	住民登録のある市町村役場
	③	登記されていないことの証明書	本人が、現在、成年後見制度を利用して支援を受けていないことを証明する書類です。	長野地方法務局又は東京法務局

【後見人候補者を証明する書類】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	住民票（戸籍附票でも可）	本籍地の記載が必要です。	住民登録のある市町村役場
	②	身分証明書	破産宣告を受けていないことを証明する書類です。	住民登録のある市町村役場
	③	収入を裏付ける資料	源泉徴収票、確定申告書等	
	④	負債を裏付ける資料	借用証書、保証契約書、住宅ローンの返済予定表等	
	⑤	本人とのお金の貸し借りを裏付ける資料	本人とお金の貸し借りがある場合、借用書、担保権設定契約書等	

【本人の財産関係の資料】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	固定資産評価証明書（固定資産納税通知書の写しでも可）		所有している不動産が所在している市町村役場
	②	登記事項証明書	固定資産評価証明書に記載のある不動産全て	法務局
	③	預貯金通帳の写し	・持っている口座全ての通帳 ・過去１年分（繰越前の通帳も必要になる場合があります） ・表紙から直近の取り引きがあるページまで全てコピーします。 ・普通口座だけでなく、定額口座がある場合は、その証書の写しが必要です。	銀行・郵便局等
	④	証券会社発行の取引残高証明書等の写し	有価証券（株式や出資金）を持っている場合、証券会社や株式発行会社などからの通知書をコピーします。	証券会社、株式発行会社等
	⑤	保険証券の写し	各種保険契約をしている場合、その保険証券の裏表全部をコピーします。	保険会社
	⑥	負債についての資料	本人が債務者、連帯債務者、保証人、連帯保証人となっている負債について、その具体的な内容を示す資料です。 （金銭消費貸借契約書、住宅ローン契約書、保証書、返済計画一覧表等）	銀行等

【本人の収入についての資料】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	源泉徴収票 又は、確定申告書	公的年金源泉徴収票	税務署
	②	年金証書		
	③	配当金支払い明細書	配当金収入がある場合	
	④	賃貸契約書	賃貸による収入がある場合	

【本人の支出についての資料】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	固定資産税納税通知書の写し		市町村役場
	②	住民税通知書の写し	年金者では無い場合もあります。	市町村役場
	③	社会保険料支払通知書の写し	後期高齢者分もあれば必要です。	市町村役場
	④	介護保険料通知書の写し		市町村役場
	⑤	入院費の領収書の写し		病院等
	⑥	介護サービス費用の領収書の写し		介護施設等
	⑦	家賃の領収書の写し	本人名義で賃借している場合	
	⑧	その他支出に関する資料	本人の収支表を作成しなければいけませんので、本人の生活における支出に関する資料が必要です。	

【その他 本人の健康状態に関する資料】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	健康保険証の写し		
	②	介護保険証の写し		
	③	身体障害者手帳の写し		
	④	精神障害者福祉手帳の写し		
	⑤	愛護手帳の写し		

【裁判所に納める費用】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	収入印紙（申立費用）	８００円分 （同意見付与の場合、＋８００円） （代理権付与の場合、＋８００円）	郵便局等
	②	収入印紙（登記嘱託用）	２，６００円分	郵便局等
	③	郵便切手	３，７３０円分 （内訳：５００円5枚、８２円5枚、５０円１０枚、２０円１０枚、１０円１０枚、1円２０枚）	郵便局等
	④	鑑定費用	鑑定が必要な場合、診断書付票に記載された金額が必要になります。	

【参考】成年後見用の診断書

（家庭裁判所提出用）

診　断　書（成年後見制度用）　　（表　面）

1　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　男・女

年　　月　　日生（　　　歳）

住所

2　医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

所見（現病歴，現在症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

各種検査

長谷川式認知症スケール　（□　　点（　　年　月　日実施）　□　実施不可）

ＭＭＳＥ　（□　　点（　　年　月　日実施）　□　実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

□　あり　⇒（□　部分的にみられる　□　全体的にみられる　□　著しい　□　未実施）

□　なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

□　回復する可能性は高い　□　回復する可能性は低い　□　分からない

（特記事項）

3　判断能力についての意見

□　契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

□　支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

1/2

裏面に続く

平成31年4月から運用開始

（家庭裁判所提出用）　　（裏　面）

判定の根拠

⑴　見当識の障害の有無

□　あり　⇒（□　まれに障害がみられる　□　障害がみられるときが多い　□　障害が高度）
□　なし

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

⑵　他人との意思疎通の障害の有無

□　あり　⇒（□　意思疎通ができないときもある　□　意思疎通ができないときが多い
□　意思疎通ができない）
□　なし

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

⑶　理解力・判断力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　□　問題があり程度は重い　□　問題が顕著）
□　なし

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

⑷　記憶力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　□　問題があり程度は重い　□　問題が顕著）
□　なし

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

⑸　その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

※　「本人情報シート」の提供を　□　受けた　　□　受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

以上のとおり診断します。　　　　年　　月　　日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名　　　　　　　　　　印

【医師の方へ】

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（http://www.courts.go.jp/koukenp/）からダウンロードできます。

※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります）。

平成３１年４月から運用開始

【参考】成年後見用の本人情報シート

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

本人
氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
生年月日：＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

作成者
氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
職業（資格）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　絡　先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　本人の生活場所について
☐　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　　☐　あり　　☐　なし）
☐　施設・病院
→　施設・病院の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　福祉に関する認定の有無等について
☐　介護認定　（認定日：　　　　年　　　　月）
☐　要支援（１・２）　　☐　要介護（１・２・３・４・５）
☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　　　　年　　　　月）
☐　区分（１・２・３・４・５・６）　　☐　非該当
☐　療育手帳・愛の手帳など　　（手帳の名称　　　　　　　　）（判定　　　　　　　）
☐　精神障害者保健福祉手帳　　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐　支援の必要はない　　☐　一部について支援が必要　　☐　全面的に支援が必要
（今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☐　あり　☐　なし
（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☐　意思を他者に伝達できる　　☐　伝達できない場合がある
☐　ほとんど伝達できない　　☐　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☐　理解できる　　☐　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　　☐　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐　記憶できる　　☐　記憶していない場合がある
☐　ほとんど記憶できない　　☐　記憶できない

1/2

平成31年4月から運用開始

エ　本人が家族等を認識できているかについて

□　正しく認識している　　　□　認識できていないところがある

□　ほとんど認識できていない　□　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

□　支障となる行動はない　　□　支障となる行動はほとんどない

□　支障となる行動がときどきある　　□　支障となる行動がある

（精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について

□　週１回以上　　□　月１回以上　　□　月１回未満

(5) 日常の意思決定について

□　できる　　□　特別な場合を除いてできる　　□　日常的に困難　　□　できない

(6) 金銭の管理について

□　本人が管理している　　□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している

□　親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

４　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

５　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

□　申立てをすることを説明しており，知っている。

□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。

□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。

□　その他

（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

６　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

2/2

平成３１年４月から運用開始

５　法定後見制度の申立て（申請）をするための費用はいくらくらい？

・　申立人の「戸籍謄本」　　　　　　　　　・・・　　４５０円（市町村によって異なります）
・　本人の「戸籍謄本」　　　　　　　　　　・・・　　４５０円（市町村によって異なります）
・　本人の「住民票」　　　　　　　　　　　・・・　　３００円（市町村によって異なります）
・　本人の「登記されていないことの証明書」・・・　　３００円（市町村によって異なります）
・　候補者の「住民票」　　　　　　　　　　・・・　　３００円（市町村によって異なります）
・　候補者の「身分証明書」　　　　　　　　・・・　　３００円（市町村によって異なります）
・　診断書　　　　　　　　　　　　　　　　・・・８，０００円程度
・　家庭裁判所に納める費用（前ページ参照）・・・７，１３０円程度

合計　約２０，０００円

※　鑑定が必要な場合、別途５万～１０万円が必要です。
　（鑑定が必要となるケースは、全体の１割程度のようです。）
※　必要書類の作成や収集を弁護士等の専門家に依頼すると、別途費用がかかります。
※　原則として、申立て（申請）費用は、申立人の負担となります。

６　成年後見人等に支払う報酬はいくらくらい？（法定後見の場合）

成年後見人等に支払う報酬の額は、成年後見人等となった人が、成年後見人等となった時から約１年後に、家庭裁判所に対して「報酬が欲しいので金額を決めてください」と申請（報酬付与の申立て）を行い、それによって家庭裁判所が審判をして決定します。

報酬の額は、成年後見人等が行ってきた仕事の内容や、本人の財産状況などを考慮して、家庭裁判所が決めます。

訴訟や遺産分割、不動産の売却といった難しい仕事を行った場合には、報酬額に加算が付きます。

弁護士、司法書士、行政書士といった専門職が成年後見人等となった場合には、必ず報酬付与の申立てを行います。

親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は、この申立てをする必要はありません。

家庭裁判所が公開している成年後見人等の報酬額の平均は次のとおりです。

【報酬額の目安】

管理する本人の財産額	基本の報酬額
１０００万円未満	月額　１万円～２万円
１０００万円～５０００万円	月額　２万５０００円～３万円
５０００万円以上	月額　４万円～５万円

～任意後見制度を利用するための手続き～

1　任意後見契約の締結

本人が、判断能力がしっかりしている元気なうちに、成年後見人になってもらいたい人（任意後見受任者）と一緒に公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。
病気等で公証役場に行くことができない場合には、公証人に出張してもらうこともできます。（出張料が別途必要になります。）

2　公証役場はどこにあるの？

長野県内には、長野市、上田市、佐久市、松本市、諏訪市、伊那市、飯田市の７箇所にあります。公証役場の場所は、長野地方法務局のホームページで調べることができます。

【長野地方法務局のホームページ（公証役場の案内）】
http://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/table/kousyou/all.html

3　手続きの流れ

この資料の７ページをご覧ください。

4　任意後見契約のために必要な準備

【必要となる書類】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	戸籍謄本	本人のもの	本籍地のある市町村役場
	②	住民票	本人のもの	住民登録のある市町村役場
	③	住民票	任意後見受任者のもの	
	④	印鑑登録証明書	本人のもの	
	⑤	印鑑登録証明書	任意後見受任者のもの	
	⑥	診断書	必要な場合があります	かかりつけ医

※　法人と契約締結する場合は、法人の印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要です。

5　任意後見契約を締結するための費用はいくらくらい？

- 本人の「戸籍謄本」　･･･　４５０円（市町村によって異なります）
- 本人の「住民票」　･･･　３００円（市町村によって異なります）
- 受任者の「住民票」　･･･　３００円（市町村によって異なります）
- 本人の「印鑑登録証明書」　･･･　３００円（市町村によって異なります）
- 受任者の「印鑑登録証明書」　･･･　３００円（市町村によって異なります）
- 診断書　･･･　８，０００円程度
- 公正証書作成の基本手数料　･･･１１，０００円
- 登記嘱託手数料　･･･　１，４００円
- 法務局に納付する印紙代　･･･　２，６００円
- その他（証書代、郵送代等）　･･･　２，０００円程度

合計　約３０，０００円

6　ここがポイント！任意後見契約をより効果的なものにするための工夫

適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行い、任意後見契約を発動させるためには、定期的に本人と関わりを持ち、その生活状況や健康状態を把握しておくことが必要です。

そこで、日頃、本人と交流がない人が任意後見受任者となった場合には、本人の判断能力の低下を見逃さないよう「任意後見契約」と同時に「見守り契約」を締結するといった工夫をすると、より任意後見契約が効果的なものになります。

また、他にも「財産管理委任契約」「死後事務委任契約」を締結すると、より安心です。

【見守り契約】（任意後見契約と併用）

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【財産管理委任契約】

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。

契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合でも利用できます。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【死後事務委任契約】

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。

死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。

きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいと言われています。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【契約が発動される時期】

現在（元気なとき）	認知症等	死亡
判断能力あり	判断能力低下	相続発生
●見守り契約 ●財産管理委任契約	●任意後見契約	●死後事務委任契約 ●遺言

ここで全ての契約をしておくのが理想です

7　任意後見監督人の選任に必要な書類や費用は？（判断能力が低下してきたとき）

【申立て（申請）の基本書類】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	診断書	任意後見用のもの ３ヶ月以内のもの	かかりつけ医
	②	診断書付票		
	③	申立書		裁判所でもらうことができます。 裁判所のホームページからダウンロードすることもできます。
	④	本人事情説明書		
	⑤	任意後見受任者事情説明書	受任者本人が記入	
	⑥	財産目録		
	⑦	本人収支表		
	⑧	親族関係図		
	⑨	戸籍謄本	本人のもの	本籍地のある市町村役場
	⑩	戸籍謄本	任意後見受任者のもの	
	⑪	戸籍謄本	任意後見監督人の候補者がいる場合には、候補者のもの	
	⑫	登記されていないことの証明書	本人が、現在、成年後見制度を利用して支援を受けていないことを証明する書類です。	長野地方法務局又は東京法務局
	⑬	任意後見登記事項証明書		長野地方法務局又は東京法務局
	⑭	任意後見契約書の写し		
	⑮	本人の財産、収入、支出、健康状態等に関する資料	法定後見の場合と概ね同じです。 （９～１０ページ参照）	

【裁判所に納める費用】

		必要書類	備考	取り寄せ先
	①	収入印紙（申立費用）	８００円分	郵便局等
	②	収入印紙（登記嘱託用）	１，４００円分	郵便局等
	③	郵便切手	３，０３０円分 （内訳：５００円4枚、８２円１０枚、５０円2枚、１０円１０枚、2円5枚）	郵便局等

8　成年後見人等に支払う報酬はいくらくらい？（任意後見の場合）

任意後見人の報酬額や支払方法は、法定後見制度と異なり、本人と任意後見受任者の間で締結する任意後見契約の中で定めます。

ただし、本人の判断能力が低下してきた場合に選任される任意後見監督人の報酬額は、法定後見制度と同様、家庭裁判所が決めます。

紹介

氏名：宮澤優一（特定行政書士）
所属：長野県行政書士会
行政書士宮澤優一事務所
コスモス成年後見サポートセンター
長野県相続成年後見協会　等

幸せになるための「老いじたく」の専門家。

エンディングノート、遺言書、家族信託などを活用した効果的な相続対策のほか、成年後見制度を活用しての認知症対策など、今から始められる「これからの幸せづくり」をお手伝いしています。

また、介護施設や地域の公民館で開催される相続や成年後見などに関する勉強会で講師を務めています。

【お問い合わせ・ご相談の窓口】

事務所：行政書士宮澤優一事務所
所在地：〒390-1401
松本市波田５７１２－１２１
電　話：０２６３－８８－３３２３
ＦＡＸ：０２６３－５０－７０４４
メール：yuichi@office-miyazawa.com
ＵＲＬ：http://www.matsumoto-souzoku.jp/

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部（コスモスしなの）

コスモス成年後見サポートセンターは、全国の行政書士のうち、一定の研修を終えて試験に合格した、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員とする法人です。